

「平和の礎」刻銘削除の申告について

申告には、以下の書類が必要です。提出書類に不足・不備等があった場合、「戦没者申告票」に記載された申告者の電話番号あてにお電話する場合がありますので、ご了承ください。

1 必要書類 ……………以下①, ②, ③

① 様式1「戦没者申告票」

別添「記入例」を参考に記載してください。

② 戸籍簿（除籍簿）

亡くなった当時、本籍があった市町村へお問い合わせください。

戦時中に焼失するなどして当該戦没者の戸籍簿（除籍簿）が存在しない場合は、以下②-(1)~②-(4)の事項が確認できる書類等（原則として公的書類）を提出してください。

②-(1) 戦没者の氏名

②-(2) 戦没者の出身地（死亡時点の本籍地）

②-(3) 戦没者の生年月日

②-(4) 戦没者の死亡年月日

③ 削除事由が確認できる資料

確認が必要な内容がそれぞれ異なるため、下記「4 提出先・問い合わせ先」へご相談ください。

※ 現在刻銘されている戦没者と同一人物である事が確認できる公的書類がない場合などは、刻銘削除ができない場合があります。
一度削除した刻銘は元に戻すことができないため、刻銘削除は慎重に検討する必要がありますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

2 申告〆切 ……………その年の11月末日

3 提出方法 ……………郵送または持参（持参の場合は17時までに来課ください）

4 提出先・問い合わせ先 …… 〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟1階（北側）

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課

平和の礎担当

（電話番号：098-894-2226）

刻銘削除の可否の結果は、申告〆切後、翌年4月に郵送（文書）でご連絡致します。

申告〆切後、翌年3月に審査を行い、4月に審査結果（刻銘削除の可否）を郵送致します。審査の結果刻銘削除の対象となった場合、削除は審査結果郵送後の6月に実施されます。

「平和の礎」に係る刻銘の基本方針

平成5年10月26日決定
平成15年6月3日改正

1 刻銘対象者

国籍を問わず、沖縄戦で亡くなったすべての人々とする。

この場合、沖縄戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した昭和20（1945）年3月26日から降伏文書に調印した同年9月7日までとし、戦没場所は沖縄県の区域内とする。ただし、次に掲げる戦没者についても刻銘対象とする。

（1）沖縄県出身の戦没者

- ア 満州事変（昭和6（1931）年9月18日）に始まる15年戦争の期間中に、県内外において戦争が原因で死亡した者
- イ 昭和20（1945）年9月7日後、県内外において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡した者（ただし、原爆被爆者については、その限りではない。）

（2）他都道府県及び外国出身の戦没者

- ア 沖縄守備軍第32軍が創設された昭和19（1944）年3月22日から昭和20（1945）年3月25日までの間に、南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者
- イ 昭和20（1945）年3月26日から同年9月7日までの間に、沖縄県の区域を除く南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者
- ウ 昭和20（1945）年9月7日後、沖縄県の区域内において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡したもの

2 刻銘名簿の整備

（1）沖縄県出身の戦没者について

- ア 沖縄県で保管している名簿（「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の適用対象者や公的に記録のある者）及び市町村で独自に把握している名簿を基に整備する。
- イ アで整備した名簿に加え、沖縄戦にかかわる全戦没者の調査を基に、一家全滅者、乳児死亡者などのいわゆる不明戦没者の名簿を整備する。

（2）他都道府県出身の戦没者について

戦没者の出身都道府県から提供される名簿を基に整備する。

（3）外国出身の戦没者について

- ア 米国出身戦没者の名簿については、米国政府から提供される名簿を基に整備する。
- イ 韓国や北朝鮮などの国については、関係者の協力を得て、厚生労働省の資料を基に整備する。

（4）その他の整備方法

沖縄県及び外国出身戦没者については、遺族等からの申告による名簿を基に整備することができる。

3 刻銘の方法

- （1）戦没者の母国語で表記する。
- （2）国別、県別に表記する。ただし、沖縄県は市町村別、字別とする。
- （3）表記方法は、ヨコ書きとし、書体は明朝体とする。

4 刻銘の時期

平成7（1995）年6月23日に除幕した「平和の礎」は、平成5年度に確定した名簿を基に刻銘した。平成6年度以降に判明した戦没者については、計画的に追加刻銘をする。

「平和の礎」戦没者申告票

※申告票の記入には、鉛筆・水や湿気に弱いペンなど、書いた文字が消えたり滲んだりして読めなくなってしまう筆記用具は使用しないでください。

※修正ペン・修正テープは使用しないでください（汚れたり、剥がれたりして内容が読めなくなってしまう場合があるため）。

※記入を間違えた場合は、二重線で消して側に書き直すか、以下電話番号へご連絡ください（様式を再送付します）。

※記入についてわからない事があればお電話ください【平和・地域外交推進課（電話番号）098-894-2226】

申告年月日： 令和 年 月 日 申告者の氏名：

申告者の住所：

申告者の電話番号： — —

申告の種類	追加刻銘	修正	削除
-------	------	----	----

①刻銘する氏名 (ワラビナーでもよい)		②出身地（本籍地）		③性別	④申告者との関係 (続柄)	⑤生年月日	⑥戦没当時の身分（職業）	⑦戦没場所 (死亡場所)	⑧海陸区分	⑨戦没の状況 (死亡原因)	⑩戦没の時期 (死亡年月日)
氏	名	※刻銘は、原則として現在の市町村名・字名で刻銘されます。 ※番地は、刻銘はされませんが、「刻銘案内票」に表示されます。									
氏フリガナ	名フリガナ	市町村名		男・女		明治 大正 昭和 年 月 日	ア 兵隊 イ 軍属 ウ 防衛隊 エ 一般住民 オ その他 ()	国名（諸島名） 都道府県名 市町村名・字名	海上 ・ 陸上	ア 弾に当たって イ 船舶遭難 ウ マラリア エ 栄養失調 オ その他 ()	昭和 年 月 日 (オ)
氏漢字	名漢字	字名	番地								
氏フリガナ	名フリガナ	市町村名		男・女		明治 大正 昭和 年 月 日	ア 兵隊 イ 軍属 ウ 防衛隊 エ 一般住民 オ その他 ()	国名（諸島名） 都道府県名 市町村名・字名	海上 ・ 陸上	ア 弾に当たって イ 船舶遭難 ウ マラリア エ 栄養失調 オ その他 ()	昭和 年 月 日 (オ)
氏漢字	名漢字	字名	番地								

その他 補助情報	
記入欄が足りない場合は、別の紙などに記入しても構いません。	

様式 1

「平和の礎」戦没者申告票

記入例【削除】

※申告票の記入には、鉛筆・水や湿気に弱いペンなど、書いた文字が消えたり滲んだりして読めなくなってしまう筆記用具は使用しないでください。

※修正ペン・修正テープは使用しないでください（汚れたり、剥がれたりして内容が読めなくなってしまう場合があるため）。

※記入を間違えた場合は、二重線で消して側に書き直すか、以下電話番号へご連絡ください（様式を再送付します）。

※記入についてわからない事があればお電話ください【平和・地域外交推進課（電話番号）098-894-2226】

申告年月日： 令和 4 年 3 月 1 日 申告者の氏名： 沖縄 一郎

申告者の住所： 那覇市泉崎1-1-1

申告者の電話番号： 090-8888-8888

申告の種類	追加刻銘	修正	削除
-------	------	----	----

①刻銘する氏名 (ワラビナーでもよい)		②出身地(本籍地)		③性別	④申告者との関係 (続柄)	⑤生年月日	⑥戦没当時の身分(職業)	⑦戦没場所 (死亡場所)	⑧海陸区分	⑨戦没の状況 (死亡原因)	⑩戦没の時期 (死亡年月日)
氏	名	市町村名	※刻銘は、原則として現在の市町村名・字名で刻銘されます。 ※番地は、刻銘はされませんが、「刻銘案内票」に表示されます。								
氏フリガナ オキナワ	名フリガナ タロウ	市町村名 那覇市	※番地は、刻銘はされませんが、「刻銘案内票」に表示されます。	男	父	明治 大正 昭和 7 年 7 月 1 日	ア 兵隊 イ 軍属 ウ 防衛隊 エ 一般住民	国名(諸島名) 台湾 都道府県名	海上 陸上	ア 弾に当たって イ 船舶遭難 ウ マラリア エ 栄養失調	昭和 20 年 1 月 10 日 (27 才)
氏漢字 沖縄	名漢字 太郎	字名 泉崎 番地 1 丁目 1 番地									
氏フリガナ オキナワ	名フリガナ 太郎	市町村名 那覇市	※番地は、刻銘はされませんが、「刻銘案内票」に表示されます。	男		明治 大正 昭和 7 年 7 月 1 日					昭和 20 年 1 月 日 (才)
氏漢字 沖縄	名漢字 太郎	字名 泉崎 番地 1 番地									

上段：残したい刻銘（正しい方）の戦没者情報を、全て記入する

下段：削除したい刻銘（間違えている方）の戦没者情報を記載し、二重線で消す

その他補助情報	<p>沖縄 太郎 (大正7年7月1日生まれ)</p> <p>地番改正で「泉崎1番地」が「泉崎1丁目1番地」になったが、それぞれで沖縄太郎が刻銘されているため、</p> <p>太郎の妻(沖縄トシ)と並んで刻銘されている「泉崎1丁目1番地」の刻銘を残し、「泉崎1番地」の刻銘は削除してほしい。</p>
---------	---

記入欄が足りない場合は、別の紙などに記入しても構いません。